

成年後見相談員

第2部 成年後見制度について

● 一般社団法人 日本ライフパートナーズ協会
代表理事・行政書士 東向 勲

1

1. 成年後見制度の概要について

どのようななのか？

成年後見制度は、

2000年4月に認知症の方、知的障がいのある方など、**判断能力が十分でない方**の日常生活を、ご本人の意思を最大限尊重しながら、支援していくためにつくられた制度です。

2000年4月といえば、、、

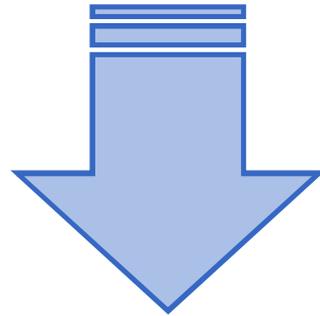
介護保険制度が開始された年です。

成年後見制度と介護保険制度は、同時に開始しないといけなかったのです。

ここから「措置」から「契約」に変更されました。

「措置制度」から「契約制度」へ

以前は、行政が本人の福祉サービスについて一方的に判断し内容を決めていた(措置制度)



制度改正後、本人が自由にサービスを選べるようにしよう！
本人が福祉サービスを提供する事業所と個別に契約する。(契約制度)

※契約する場合には判断能力が必要になる。

契約に関する大事なポイント

判断能力が無い方に契約行為として、署名や押印をしてもらっても契約が無効になる可能性が高い。

契約行為を有効にするためには、判断能力が必要になります。

成年後見制度を支える理念

- 自己決定の尊重
- 残存能力の活用
- ノーマライゼーション

2. 法定後見制度について

法定後見と任意後見の使い分け

- 法定後見制度を利用する場合

現時点で判断能力がない、もしくは衰えている状態

- 任意後見制度を利用する場合

現時点で判断能力がある状態

法定後見制度の重要なポイント

- 利用する場合は、本人の**住所地を管轄する家庭裁判所**へ申立をおこないます。
- 申立できる人は、法律上限られています。
⇒**本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長、検察官**
- 申立に関する費用は、**申立人が負担**することになります。
- 申立書類が受理されると、**取下げは原則できない**。

法定後見制度の重要なポイント

- 後見人候補者として、親族の氏名を申立書類に記載することができるが、**後見人として選ばれる可能性は低い**。
- 後見人を誰にするかは、**家庭裁判所の裁判官**が決定します。
- 後見人として、**第三者の法律家**が選ばれる可能性が高い。
- 本人の判断能力によって、**後見・保佐・補助**の種類に分けられます。

法定後見制度の重要なポイント

- 本人のかかりつけ医や主治医が、後見・保佐・補助のどれに該当するかを医学的に判断します。
- かかりつけ医や主治医は、認知症専門医などでなくても構わない。内科や外科の医師でも問題ない。歯科医はダメです。

3. 法定後見制度が必要な事例

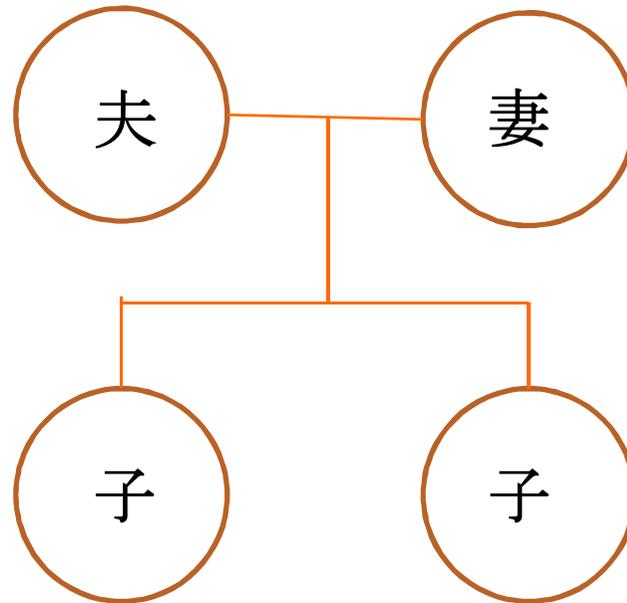
法定後見が必要な事例

- 近くに支援してくれる家族・親族がいなくて、
本人が認知症など判断能力がなくなってしまった
場合

法定後見が必要な事例

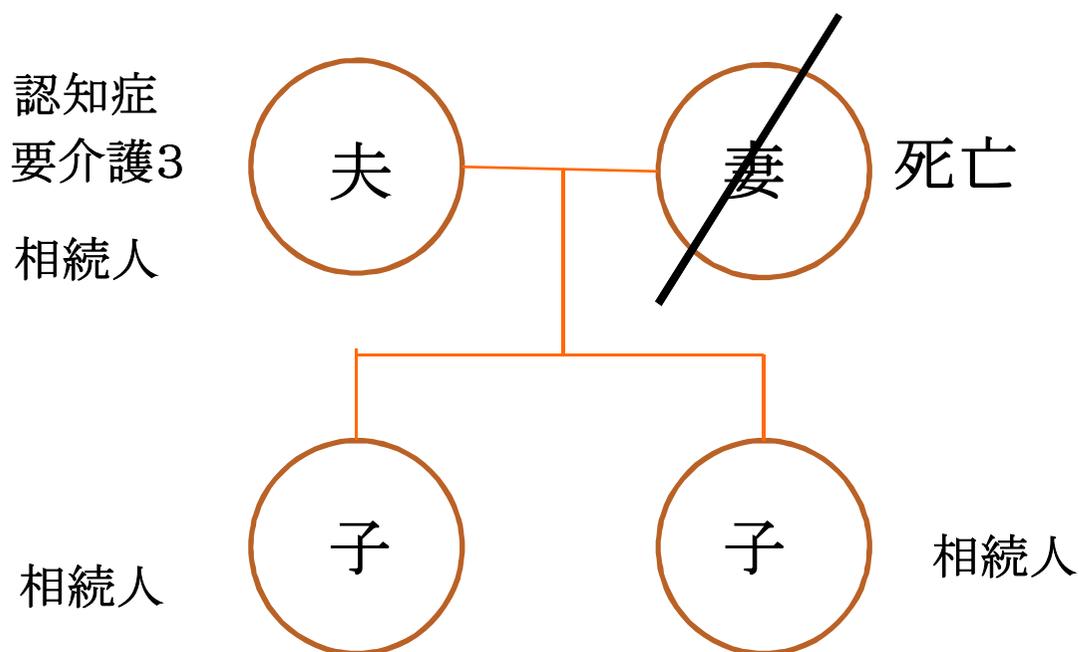
- 日ごろは家族が支援しているが、本人の不動産を売却する場合

要介護3
認知症
土地・建物 夫名義



法定後見が必要な事例

- 配偶者が亡くなり、本人が相続人となった場合



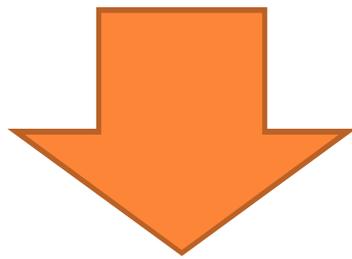
4. 任意後見制度について

任意後見制度の重要なポイント

- 将来、自分の判断能力が不十分になったときに依頼する後見事務の内容と後見事務をまかせる相手を、本人が判断能力を有しているうちに、その相手と契約で決めておく制度です。
- 契約を結ぶ場合は、必ず公証役場を利用しなければなりません。当事者間だけの契約は無効です。
- 将来の後見事務を任せる相手は、親族以外でも構わない。本人が信頼しているなら、第三者でも可能。また、法人と契約することもできます。

任意後見制度の発効について

本人が**将来、判断能力が不十分になった場合**に備えて、自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について代理権を付与する委任契約を結ぶ。



本人の判断能力が低下して、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されたときから、その契約の効力が生じる。

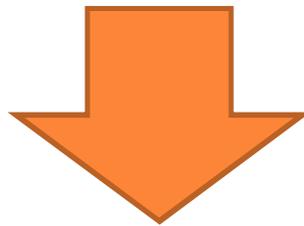
任意後見制度の種類

任意後見制度の種類には次の3つの種類がある。

- 即効型
- 将来型
- 移行型

任意後見制度＜即効型＞

本人の判断能力が若干低下しているが、まだ意思能力はあるという段階で任意後見契約を締結し、直ちに家庭裁判所に任意後見監督人の選任申立てをして、同契約を発効させるタイプ



大きな問題あり

すでに本人の判断能力が低下している状態で契約を行うため、契約のそのものが有効かどうか問題となることが多い。

任意後見制度＜将来型＞

本人が十分な判断能力を持っている間に任意後見契約を締結し、その後本人の判断能力が不十分となった時点で、家庭裁判所に申立てをし、任意後見監督人を選任してもらって、契約を発効させるタイプ

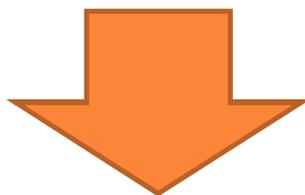


不安なところあり

任意後見監督人の選任まで3ヶ月程度を要することで、その間の委任者の保護に不安があることや、契約締結から選任審判申立てまでの期間に、委任者と受任者の関係が悪化したり等の事由で、契約が発効できない事態が生じることが懸念される。

任意後見制度＜移行型＞

認知症などによる判断能力の低下が発生するまでの間に、本人の財産管理等を行う生前事務委任契約と任意後見契約をセットにして契約するタイプ



契約を締結する公証役場もこの移行型を使うように指導します。

任意後見制度の効力

任意後見契約の移行型を締結している場合

- 任意後見監督人をまだ選任していないときは、「**任意後見受任者**」という立場になります。
- 任意後見監督人が選任されたときは、「**任意後見人**」という立場になります。

5. 任意後見制度が必要な事例

任意後見契約が必要な事例

- 子どもを後見人にしたい場合
- 子どもがいない夫婦
- 子どもはいるが音信不通の人
- 結婚歴もなく本当に独り身の人

<問 題>

このような方が、判断能力が低下し、法定後見制度を利用しようとした時に、利用できないことがあります。

では、どのような時に法定後見制度を利用できないことが起きてしまうのでしょうか？

< 答 え >

申立人が見つからないことがある。

法定後見制度を利用したくても利用できないことが起きてしまう。

こういったことを防ぐには、判断能力があるうちに任意後見制度を準備しておくことが重要になります。

任意後見契約と死後事務委任契約

法定後見と同様、任意後見についても本人の死亡により、後見業務は終了になります。

任意後見契約で死後事務まで対象とすることは許されていません。

独居で身寄りのない方、親族と関係が疎遠など方は、任意後見契約とは別に死後事務委任契約についても締結することをお勧めします。

死後事務委任契約の内容

死後の事務として代表的なもの

- 葬儀、納骨
 - ライフラインの停止（電気、水道、ガス、携帯電話）
 - 家財道具の処分
 - 賃貸の場合、お部屋の返却
 - 死後の債務の支払い
- など

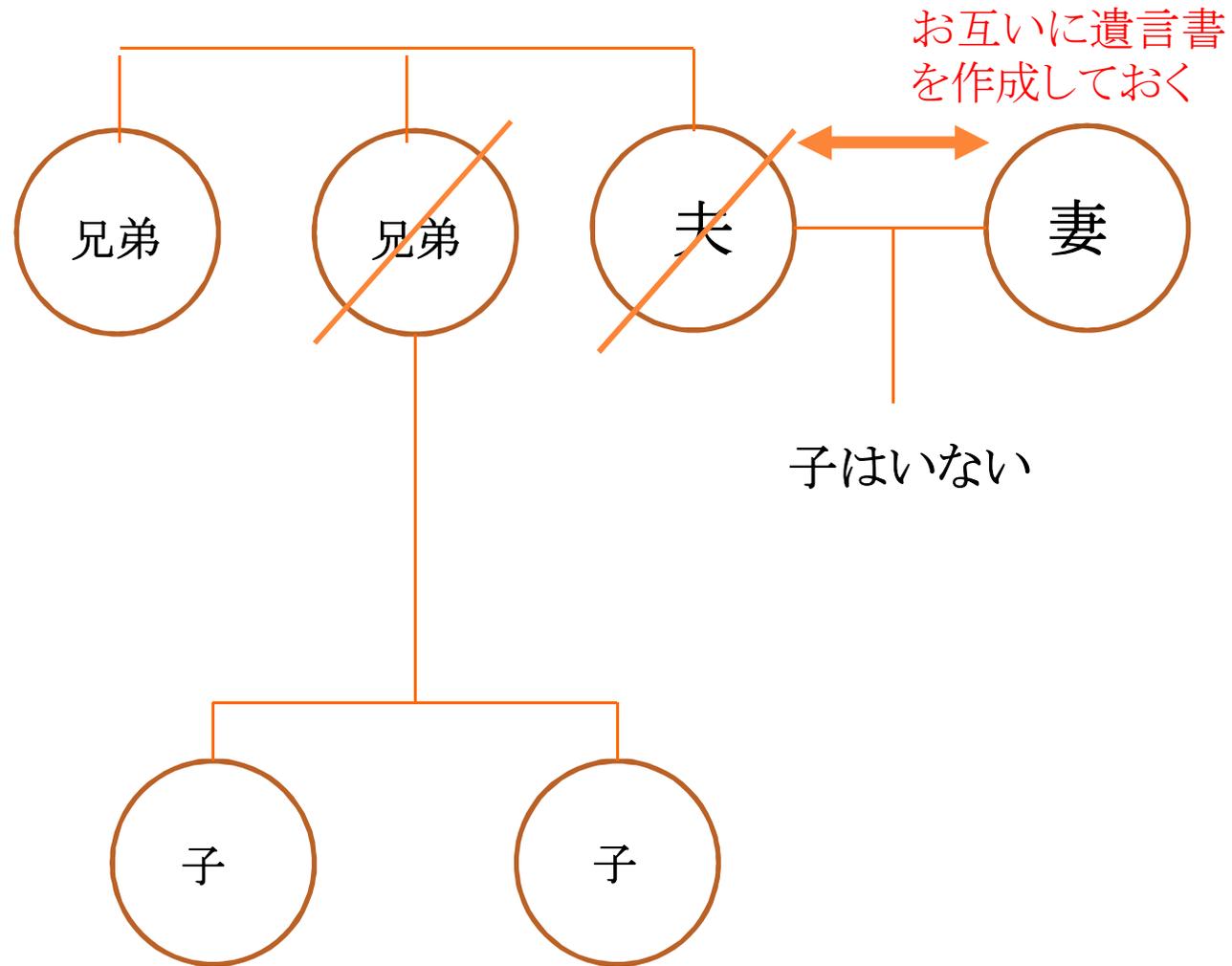
遺言書作成について

例えば、子どもがいない夫婦で夫が先に亡くなった場合、妻は夫の財産をすべて受け取ることはできません。

妻が受け取れる割合は、 $\frac{3}{4}$ になります。夫の財産のすべてを受け取れると思われている方がとても多いです。

夫の財産をすべて受け取れるようにするためには、遺言書を作成し、妻にすべての財産を渡すと書く必要があります。ちなみに兄弟姉妹に遺留分はありません。

遺言書が必要な事例



6. 法定後見制度と任意後見制度の違い

<重要>

法定後見制度には、同意権と取消権がある。

任意後見制度には、代理権しかない。

<重要>

任意後見制度の**代理権**とはどのようなものか？

代理権目録 (生前事務委任契約)

- 1 介護契約(介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む)その他の関連福祉サービス利用契約の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項
- 2 要介護認定の申請及び認定に対する承認又は審査請求
- 3 福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入所契約を含む)の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項

代理権目録 (生前事務委任契約)

4 福祉関係の措置(施設入所措置等を含む)の申請及び決定に対する審査請求

5 医療契約並びに病院への入院に関する契約の締結、変更、解除、解約及び費用の支払等に関する事項

6 本人に帰属するすべての財産(増加財産を含む)並びにその果実の管理、保存

代理権目録 (生前事務委任契約)

- 7 金融機関とのすべての取引
- 8 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
- 9 日常生活に必要な生活費の管理及び物品の購入等に関する事項
- 10 贈与若しくは遺贈(負担付の贈与若しくは遺贈を含む)の受諾又は拒絶

代理権目録 (生前事務委任契約)

11 保険契約の締結、変更、解除、解約並びに保険金の受領

12 遺産分割の協議、遺留分侵害額請求、相続放棄、限定承認に関する事項

13 登記済権利証、実印・銀行印、印鑑登録カード、預貯金通帳、年金関係書類、各種キャッシュカード、有価証券、建物賃貸借契約等の重要な証書等の保管及び各種の手続に関する事項

代理権目録 (生前事務委任契約)

14 住民票の写し、戸籍謄本、登記事項証明書、その他の行政機関の発行する証明書の請求並びに受領に関する事項

15 以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関し、裁判外の和解・仲裁契約並びに行政機関に対する不服申立て及びその手続の追行

16 以上の各事項に関して生じる紛争の処理に関し、弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第55条第2項の特別授権事項について授権すること

代理権目録 (生前事務委任契約)

17 以上の各事項に関する復代理人の選任、
事務代行者の指定

18 以上の各事項に関連する一切の事項

<重要>

任意後見受任者の代理権と
任意後見人の代理権はほとんど同じ
内容だが、違うところがあります。

任意後見人の代理権には、本人の
不動産を賃貸や処分する場合には、
監督人の同意を得るようになっている。

<重要>

法定後見制度の方が任意後見制度より、本人の利益の保護をはかることができることもある。

7. 後見人の主な業務

後見人の主な業務

後見人の業務は、主にふたつあります。

● 身上監護

被後見人の生活や健康に配慮し、安心した生活がおくれるように契約などを行います。身上監護といっても法律行為によるものであり、被後見人に対し後見人が直接介護や看護などを行うことは含まれていません。

- 家賃の支払いや、契約の更新など
- 老人ホームなどの介護施設の各種手続きや費用の支払い
- 医療機関に関しての各種手続き
- 障害福祉サービスの利用手続き
- 本人の状況に変化がないか定期的に本人を訪問し生活状況を確認 等

後見人の主な業務

● 財産管理

被後見人に代わって財産の管理を行います。財産を維持することだけでなく処分すること含まれており、その内容は日常生活の金銭管理から重要財産の処分まで多岐にわたります。

- 印鑑、預貯金通帳の管理
- 収支の管理(預貯金の管理、年金・給料の受取、公共料金・税金の支払いなど)
- 不動産の管理、**処分**
- 貸地・貸家の管理
- 遺産相続の手続き 等

後見人の範囲外の行為

- 医療行為への同意
手術や延命措置に対する行為
- 連帯保証
入院や施設に入所する際の入院保証人や
身元保証人

後見人の業務終了について

後見人は、本人が死亡した(もしくは判断能力が回復した)時点で業務が終了します。

言葉を返すと、本人が死亡するまで後見人は業務を遂行することになります。

後見人は、死亡後の事務(葬儀や埋葬など)をおこなうことができません。

8. 後見人の報酬について

後見人の報酬について

<法定後見の場合>

- 法定後見人の報酬は年1回の後払いになります。後見人に就任した時点では、いくら報酬がもらえるかはわかりません。
- 年1回に事務報告時に報酬請求も同時におこないます。家庭裁判所は、1年間の後見事務の内容と本人の財産状況を考慮して、後見人の報酬額を決定します。

後見人の報酬について

<任意後見の場合>

- 報酬を請求するためには、任意後見契約を締結する際に報酬の支払いに関する合意をしておく必要があります。合意がないと請求できません。
- 報酬を支払うべく定めた場合でも、期間によって報酬を支払う旨の約定(月払い・年払い等)をしておかないと委任事務を履行した後でなければ報酬を請求することができません。報酬額は当事者間で決める。

9. 後見人の監督について

後見人の監督について

<法定後見の場合>

法定後見の場合、家庭裁判所が直接後見人を監督することになります。

法定後見人は、必ず年1回、事務報告を家庭裁判所に提出しないといけません。その他、不動産売却などは事前に家庭裁判所の許可を仰がないといけません。

後見人の監督について

<任意後見の場合>

任意後見人の権限濫用をチェックするために、家庭裁判所が任意後見監督人を選任して、家庭裁判所に代わって任意後見人を監督させることにしています。

任意後見監督人は、後見人から事務報告を受け、それを家庭裁判所に報告します。

<注意> 法定後見と違い、任意後見の家庭裁判所の監督機能は間接的となっています。

10. よくあるご質問

よくあるご質問①

Q. 後見人の交代は、できますか？

A. 例えば、家族が後見人となかなかコミュニケーションが取れないなどを理由で交代を希望しても、家庭裁判所は認めません。後見人が病気になったり、遠方に引越すなどの合理的な理由がない限り交代は認めません。

よくあるご質問②

Q. 任意後見契約を締結しても、あとから解除はできますか？

A. 任意後見監督人が選任される前であれば、どちらからでも解除できます。但し、公証役場の認証が必要です。

よくあるご質問③

Q. 申立にかかる費用はどれくらい？

A. 収入印紙 800円

登記用収入印紙 2600円

郵便切手 3700円

鑑定費用 10万円程度

その他、申し立てに必要な費用(戸籍・住民票・登記事項証明書など)

よくあるご質問④

- Q. 申立から審判までにどのくらい時間がかかる？（法定後見の場合）
- A. 個別のケースによって違いがありますがおおむね2ヶ月～4ヶ月くらいかかります。

講義は以上になります。
お疲れ様でした。

筆記試験にお進みください。